

青パトの運用が改正 ～使用できる青色防犯灯が追加されました～

1 改正点

この度、警察庁と国土交通省で締結していた「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱い」が改正されました。

これまで、使用できる青色防犯灯は回転式のもの限られていましたが、この度の改正で、

光源が点滅するもの（いわゆるフラッシュ式）
も使用可能になりました。



2 申請様式の変更

今回の改正により、

青色回転灯 ⇒ 青色回転灯等

と名称が変更されました。

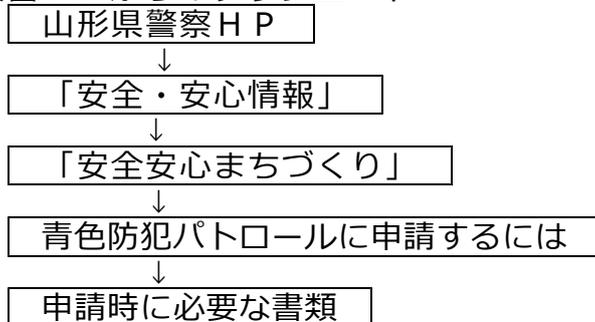
また、名称の変更により申請様式も変更され、これまで「青色回転灯」と記載されていた箇所が「青色回転灯等」と変更されるなどしていますが、申請様式の内容は変更ありません。

各種申請の際には、新しい様式を使用してくださいようお願いします。

申請様式の取得方法は次のとおりですので参考にしてください。

★様式の取得方法★

1 県警HPからのダウンロード



2 管轄警察署（生活安全課）から受領

事前に管轄警察署（生活安全課）に連絡した上で、担当者から受領してください。